

1 はじめに

- ◆焼津市景観審議会
- ◆焼津市景観計画
- ◆焼津市における配慮事項・景観形成基準
- ◆焼津市景観まちづくり重点地区計画

2 実現に向けた取組（中間報告）

- ◆焼津市景観計画 第12章 実現に向けた取組
 - 1) 良好な景観の形成のための取組
 - (1) 各種法制度の活用
 - (5) 「（仮称）焼津市公共施設景観ガイドライン」の策定と運用
 - (6) 景観まちづくりの評価・検証
 - 2) 推進体制の構築
 - (1) 市民・事業者等の意識の醸成

3 今後の予定（良好な景観形成のためのロードマップ）

◆ 焼津市景観審議会

焼津市景観審議会では、焼津市景観まちづくり条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、令和元年 7 月 2 5 日に設置しました。

焼津市景観審議会

- ◆ 位置付け：焼津市景観まちづくり条例第30条
- ◆ 構成：学識経験者、関係団体の代表者、市民等
- ◆ 任期：2 年（R7.8.29～R9.8.28）

審議内容

- ◆ 景観計画の変更、運用
- ◆ 景観まちづくり重点地区の指定
- ◆ 景観法に基づく届出に対する勧告、変更命令

過去開催履歴

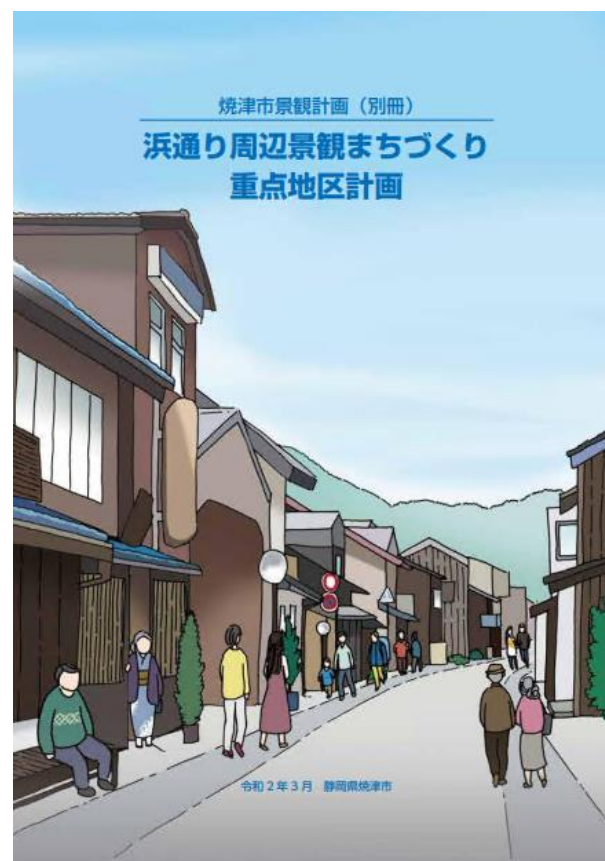
- ◆ 第 1 回：令和元年 7 月 2 5 日
- ◆ 第 2 回：令和 5 年 8 月 2 8 日

◆ 焼津市景観計画

焼津市景観計画

◆ 策定：平成30年 7 月 3 日

◆ 目的：「港と海、河川、湧水を軸としたにぎわいと活力ある景観まちづくりの推進」に向けて、焼津を特徴づける景観や各地域の多様な景観特性を市民・事業者・行政等の協働により、守り育て、活用した景観まちづくりを推進する。

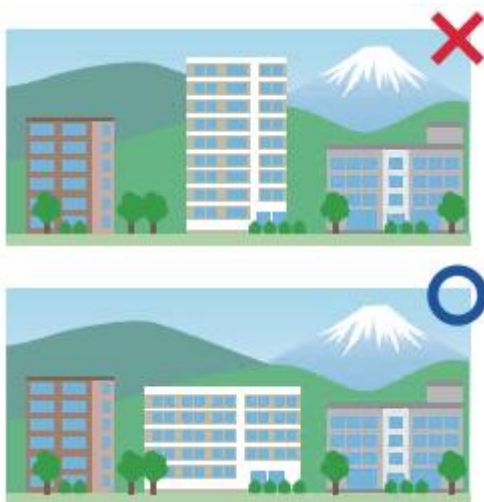


◆ 焼津市における配慮事項・景観形成基準

景観法第16条に基づく届出義務（着工・施行の30日前届出）

- ・基本方針 建築物の規制・誘導、色彩基準（マンセル値）明確化、緑化の促進
- ・対象、規模 建築物（高さ15m、延べ面積1,000㎡以上）他、参考資料のとおり
- ・配置、空地 隣棟間隔・壁面連続性の保持、圧迫感回避
- ・形態、意匠 まち並み調和の形態・デザイン、低層部の配慮
- ・色彩基準 外壁・屋根色は抑制的な明度・彩度を用いる。過剰な色彩は避ける
- ・外構、緑化 生垣・壁面緑化、敷地内緑化、オープンスペースの確保

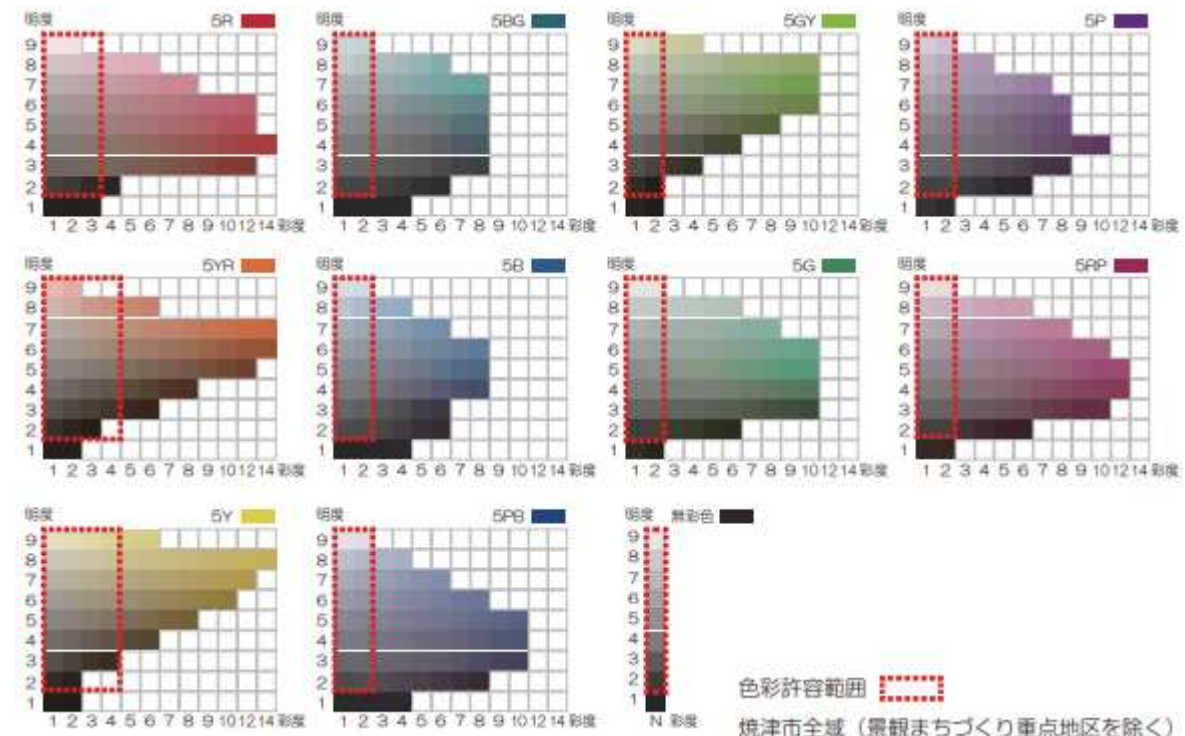
◆ 配置・高さ



◆ 形態意匠



◆ 色彩基準における使用可能な明度・彩度の範囲



◆焼津市景観まちづくり重点地区計画

地区レベルで、景観まちづくりの方針、景観形成基準等を住民同意のもと決定し、きめ細かに建築物等の規制誘導を進めていこうとする地区のこと。

浜通り周辺景観まちづくり重点地区

- ◆ 指定・施行：令和2年3月27日指定。
令和2年7月1日から届出制度施行。
- ◆ 特徴：駿河湾沿いの細長い街道で、伝統的な町家構造や堀川、小路、波除け構造などが歴史的景観を構成。小泉八雲との関りや「浜のあかり展」などのイベントも魅力。

花沢の里周辺景観まちづくり重点地区

- ◆ 指定・施行：令和2年3月27日指定。
令和2年7月1日から届出制度施行。
- ◆ 特徴：山間の30戸ほどの静かな集落で、石垣や古民家が織りなす歴史的景観が特徴。県内初の「重要伝統的建造物群保存地区」にも指定されています。



図4 『焼津市景観計画』に記された焼津らしい景観地の位置

◆焼津市景観計画 第12章 実現に向けた取組

焼津市景観計画では計画に示す方針に沿って良好な景観を形成するための施策を実現に向けた取組として掲げ、順次実施していくものとしています。

1) 良好な景観の形成のための取組

- (1) 各種法制度の活用
- (2) 景観誘導の仕組みづくり
- (3) 優れた景観資産に関する指定制度の創設
- (4) 景観まちづくりのための資金の確保
- (5) 「(仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン」の策定と運用
- (6) 景観まちづくりの評価・検証

今回
報告

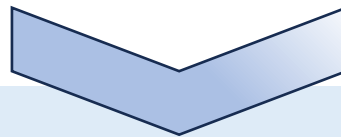
2) 推進体制の構築

- (1) 市民・事業者等の意識の醸成
- (2) 推進体制の整備

(1) 各種法制度の活用

定期評価（R5）

- ◆ 施策 概要 : 景観法等を活用し、住民や地権者と協議しながら地区特性に応じた景観形成を推進。
- ◆ 実績 : R2年度に浜通り・花沢の里を景観重点地区に指定。浜通り重点地区内での届出件数12件（R4.12月時点）。全体として181件（～R4年度）。
- ◆ 評価・課題 : 新型コロナウイルス流行に伴い、景観重点地区指定後の取組が思うように進まず、他地区への展開も進められていない。
- ◆ 今後の方針 : 既指定地区の活動推進に加え、新規指定に向けた条件整理と協議を段階的に実施し、法制度活用を拡大。



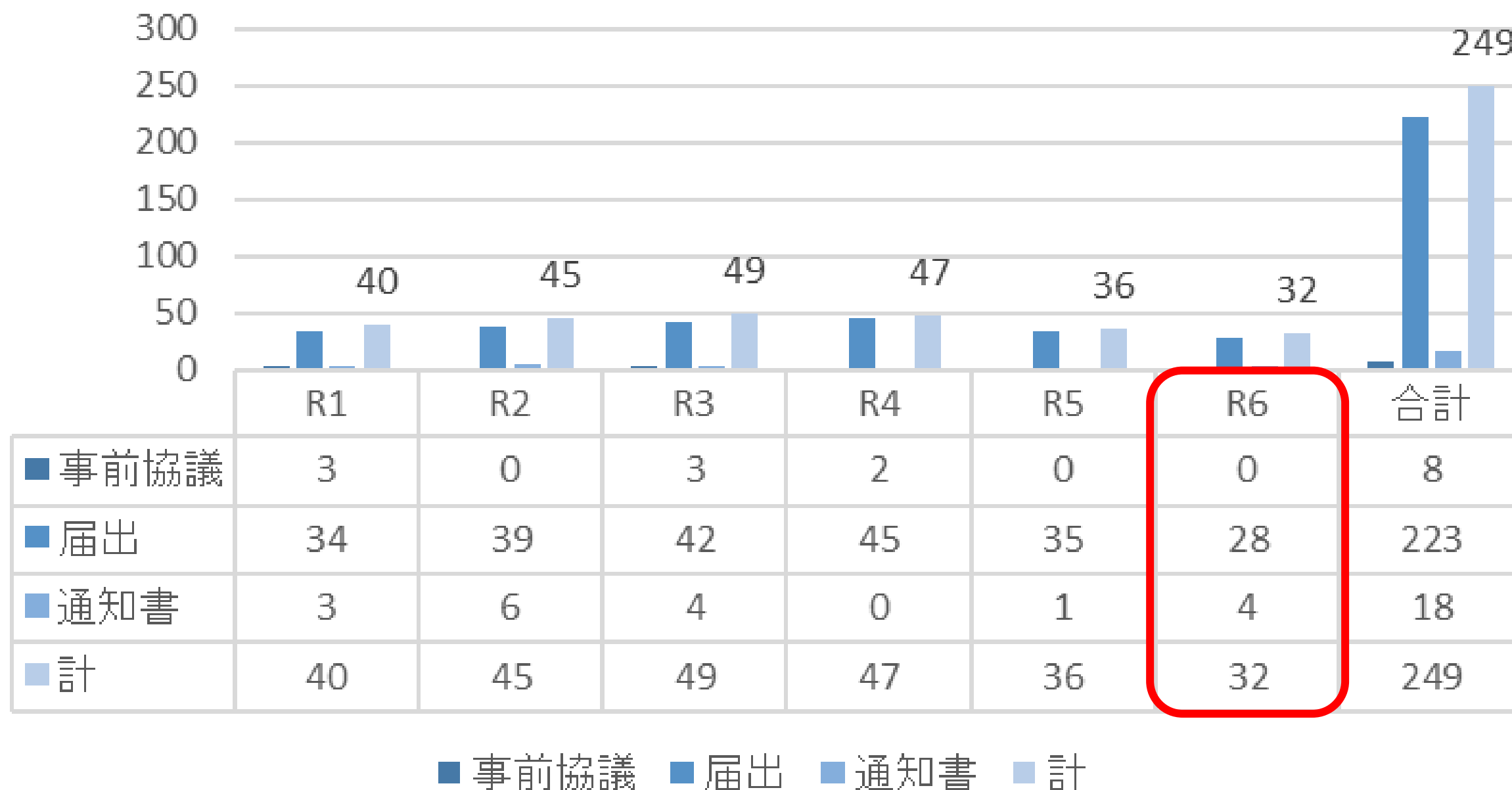
中間報告（今回）

- ◆ R6年度末 : 浜通り17件（新築9件、外壁変更8件）
花沢の里1件（新築1件）
全体249件
- ◆ 地区指定後の取組 : 浜通り地区景観勉強会、あかり展



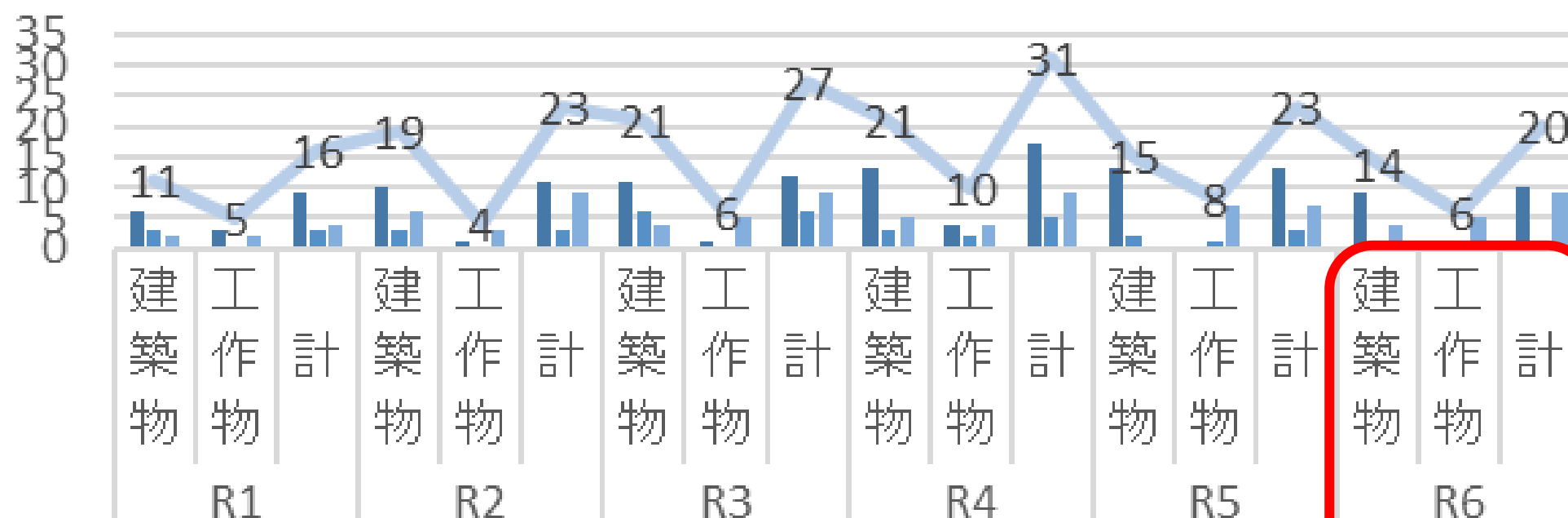
景観計画区域内行為届出 届出件数

届出件数



景観計画区域内行為届出 届出内訳

届出内訳

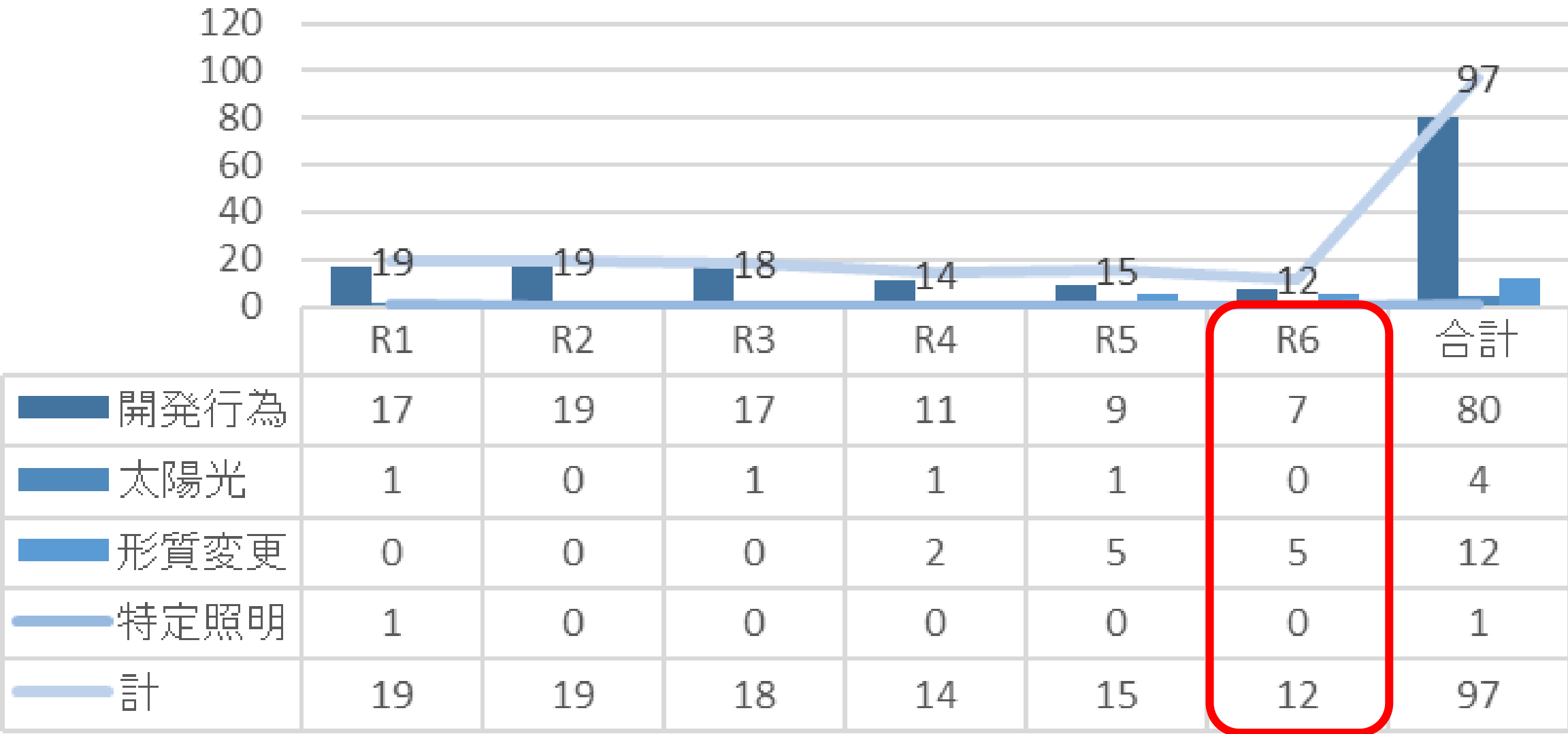


	建築物	工作物	計	建築物	工作物	計	建築物	工作物	計	建築物	工作物	計	建築物	工作物	計	建築物	工作物	計
新築	6	3	9	10	1	11	11	1	12	13	4	17	13	0	13	9	1	10
増築等	3	0	3	3	0	3	6	0	6	3	2	5	2	1	3	1	0	1
外観の変更	2	2	4	6	3	9	4	5	9	5	4	9	0	7	7	4	5	9
計	11	5	16	19	4	23	21	6	27	21	10	31	15	8	23	14	6	20

新築 増築等 外観の変更 計

景観計画区域内行為届出 その他行為届出内訳

その他行為届出内訳



開発行為 太陽光 形質変更 特定照明 計

(5) 「（仮称）焼津市公共施設景観ガイドライン」の策定と運用

定期評価（R5）

- ◆ 施策概要：景観に配慮した公共施設整備の指針を策定し、景観形成における市の役割を明確化。
- ◆ 実績：国の各種ガイドラインを参考に資料収集中。
- ◆ 評価・課題：施設担当者への景観意識の醸成により、主体的に景観形成へ関与できる仕組みが必要。
- ◆ 今後の方針：次回定期評価（R10）までにガイドライン策定を目指し、対象施設や協議体制を整理。
- ◆ R5答申書の付帯意見：公共施設の整備改修時に、庁内・その他行政機関と情報共有し、引続き景観に配慮した取組を進めるようご指摘。



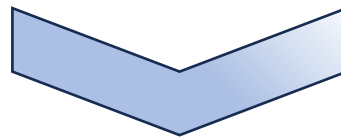
中間報告（今回）

- ◆ 国や県の公共事業における景観配慮に関するガイドライン・指針を参考に、まち並みと調和した景観を形成するガイドラインの策定に着手する。

(6) 景観まちづくりの評価・検証

定期評価（R5）

- ◆ 施策概要：景観計画の取組成果を検証し、施策の見直し・改善に反映。
- ◆ 実績：進捗評価シートによる取組状況の整理、重点地区指定等を記録。
- ◆ 評価・課題：制度的評価の仕組みが限定的で、審議会等での継続的な検証体制が必要。
- ◆ 今後の方針：景観審議会に諮り、定期的な評価・点検と次期計画への反映を進める。



中間報告（今回）

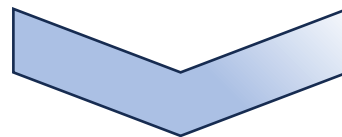
- ◆ 景観審議会で次回定期評価（R10：約5年おき）を報告。
次回評価までのロードマップを作成し、景観まちづくりを進めていく。



(1) 市民・事業者等の意識の醸成

定期評価（R5）

- ◆ 施策概要：広報・教育・表彰・イベント等により市民や事業者の景観意識の向上を図る。
- ◆ 実績：広報紙・SNSでの発信、勉強会での景観学習を実施。
- ◆ 評価・課題：情報発信が限定的で、シンポジウム未実施。関心層の拡大が課題
- ◆ 今後の方針：LINEやGIS等を活用し親しみやすい発信を強化。少人数の学びの場やオンライン活用も検討。
- ◆ R5答申書の付帯意見：景観重点地区の地域住民と対話を進め、景観の保全と向上に努めるようご指摘。



中間報告（今回）

- ◆ 地域の皆様の景観への意識醸成のため、浜通り重点地区での勉強会を開催した。

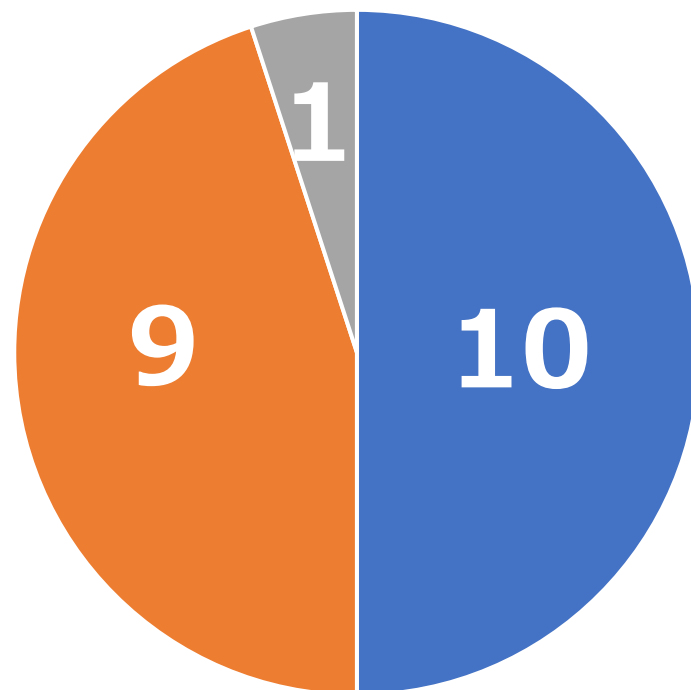


浜通り勉強会 R7.3.27開催（帆や） 26名参加



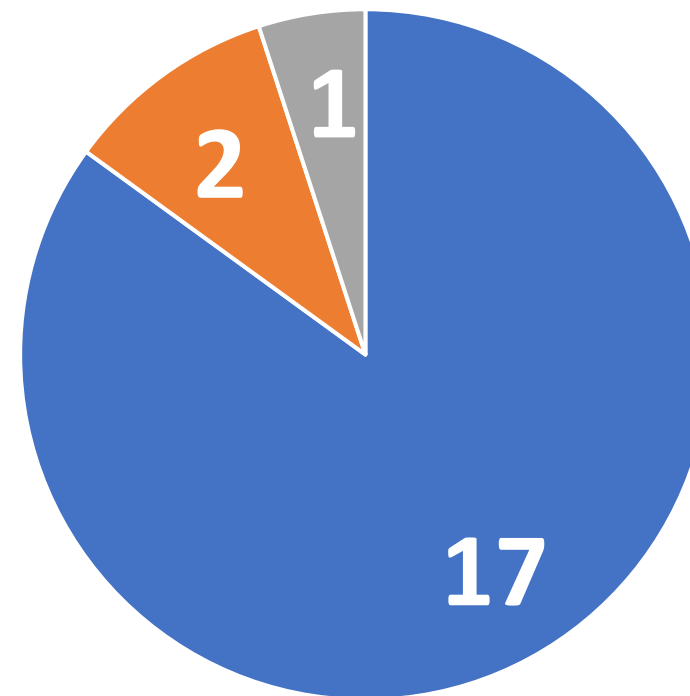
R7.3.27勉強会アンケート集計結果

1.重点地区、計画策定までの経緯理解



■ 理解できた ■ 少し理解できた ■ わからなかった

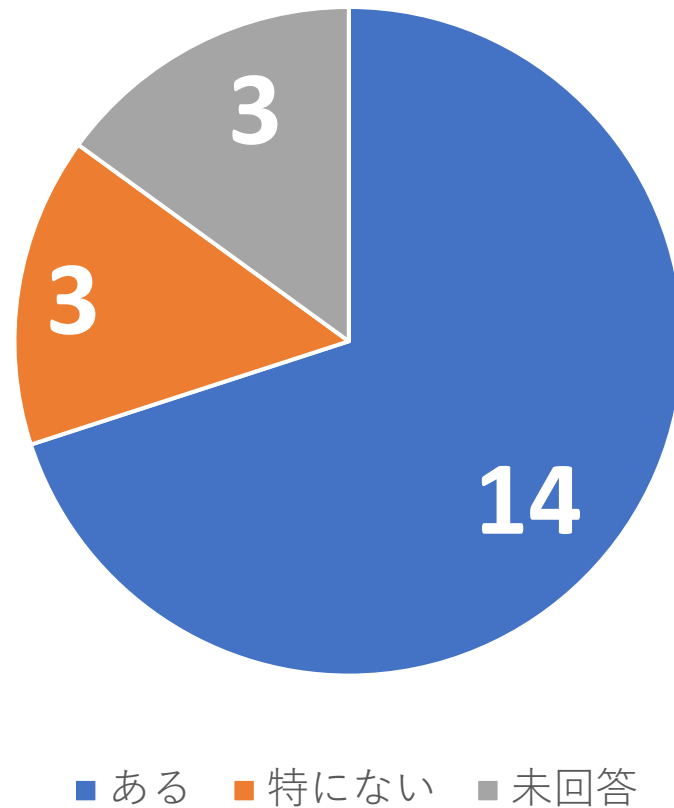
2.景観、修景に関心を持ちましたか



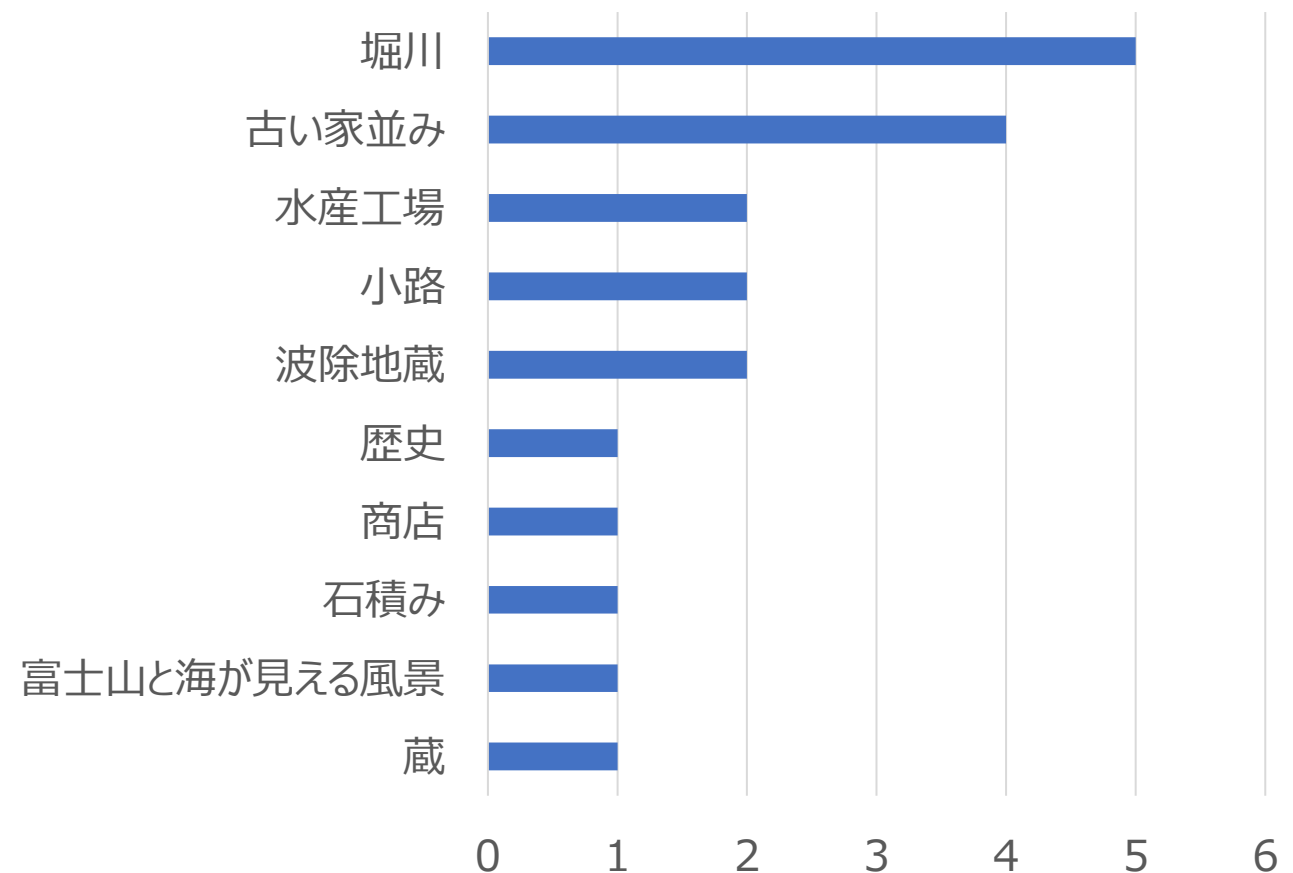
■ 興味を持った ■ 興味を持たなかった ■ わからない

R7.3.27勉強会アンケート集計結果

3.浜通りらしく後世に残したいもの



3.浜通りらしいもの、後世に残したいもの



浜通り勉強会 R7.7.26開催（3区コミュニティセンター） 25名参加



浜通り勉強会 R7.7.26開催（3区コミュニティセンター） 25名参加

【グループワークの主な意見】

- ◆ 貴重な歴史文化や地域資源をもっと P R した方がよい
- ◆ 人の動き（にぎわい）を取り戻すような動きをしてほしい
- ◆ 個々の建物（家並み）を残したいが、建替えにおいて法令の制限がある
- ◆ 海と浜通りの景色を楽しめるような空き地の活用を検討してほしい

3 今後の予定（良好な景観の形成のためのロードマップ）

工程表

	R7				R8				R9				R10			
	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4
①第3回景観審議会		3回 中間報告  														
②公共施設の色彩 デザインに関する 庁内調整～策定						庁内調整    		事務局作業    		策定    						
③定点観測											    					
④評価・検証										      						
⑤第4,5回 景観審議会										4回 中間報告  				5回 定期評価  		